

# 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針

平成 18 年 4 月 28 日 保健福祉局長決定

(平成 19 年 7 月 5 日改定)

(平成 20 年 1 月 1 日改定)

(平成 23 年 10 月 1 日改定)

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

(平成 24 年 7 月 1 日改定)

本市では、市民（被保険者）に対して安全で良質な地域密着型サービスを提供する観点から、「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）」、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号）」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号他）」（以下「国基準等」という。）などとともに、事業者が満たすべき具体的要件として、本指針を定めるものとする。

（本指針では、地域密着型サービスには、地域密着型介護予防サービスに関するものを含むものとする。）

## 1. 共通事項

- 事業の実施にあたっては、事業者が事業運営にあたり持つべき理念や質的向上の方策等を定めた「地域に密着した介護サービスの運営方針」を作成し、あらかじめ公表するものとする。
- 運営推進会議の設置及び運営にあたっては、別に定める「神戸市運営推進会議運営指針」に基づいて、適切に行うものとする。

（国基準で設置が義務付けられている運営推進会議が適切に運営され、また、地域密着型サービス事業所の適正な運営の確保及びサービスの質の向上を図るため、運営推進会議の設置及び運営に関する指針を設けて、当該指針に基づく設置運営が必要であると認められるため。）

## 2. 小規模多機能型居宅介護

### (1) 設備等に関する基準

- スプリンクラーその他の自動消火設備を設置するものとする。なお、設備の設置及び防火安全対策に関しては、あらかじめ所轄消防署と協議し、その指示にしたがうものとする。

（国基準等では、「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えなければならない。」と規定しているが、認知症又は要介護である高齢者が居住又は宿泊を行っている施設については、火災発生時に熱、煙等を感知して自動的に消火する又は延焼を防止するための設備が必要であると認められるため。）

- 3階以上の建築物である場合にあっては、1～3階までに設置するよう配慮すること。ただし、やむを得ず4階以上で宿泊サービスを提供する場合にあっては、宿泊を提供する室等、居間（リビング）、台所及び廊下にスプリンクラーを設置し、利用者の安全について所轄消防署の指示にしたがうものとする。また、地階に宿泊室を設けてはならない。

（都市部では土地の確保が困難な場合もあり、多層階にわたる建築物を活用する場合を考慮する必要がある。一方で安全、安心の面での配慮をする必要もある。

国基準等に特に規定はないが、認知症高齢者グループホーム同様、「高層建築物中に設置する場合は、できる限り低層階に設置すること。」が望ましいものであり、やむを得ず高層階に設置する場合は、「安全性」並びに「良好な居室環境」などの確保のために手厚い消防用設備の設置が必要であると考えられるため。）

- 建物及び設備等の整備にあたっては、事業の継続性（利用者への援助の継続性）が十分確保されるものでなければならず、特に、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、土地・建物ともに長期間（原則として10年以上）にわたり賃借できるものでなければならない。

（国基準等では要件を定めていないが、適正かつ安定した運営を図る観点からは、指定時において、建物・設備等を長期間継続して使用できることを要件とする必要があると認められるため。）

（独立行政法人福祉医療機構の「小規模多機能サービスに関する調査報告書（平成17年12月）」では、平均契約期間は9.3年となっている。）

## （2） 運営に関する基準

- 事業の実施を検討するにあたっては、利用を希望する者及びその家族等の介護者、事業を実施しようと検討する地域の地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者（地域住民の代表者の数は2以上であること。）等により構成される運営推進会議（準備会）を設置して、当該日常生活圏域における円滑な事業運営のための方策等について検討を行うこと。また、指定申請にあたっては、地元説明を行い、意見を求めること。

（国基準等では、「指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し」と規定しているが、事業の検討段階（指定申請以前、建物の建設又は改修以前）から、地域との連携が図られている必要があると認められるため。）

- 協力医療機関を定めることに関しては、地域における医療との連携を図ることが重要である趣旨からも、地域の医師会などの医療関係団体と協議すること。

(国基準等では、「事業者は主事の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。」と規定している。この場合の協力医療機関の選定にあたっては、事前に地域の医師会などの医療関係団体と協議しておくことが適切であると認められるため。)

### 3. 認知症対応型共同生活介護

#### (1) 設備等に関する基準

- スプリンクラーその他の自動消火設備を設置するものとする。なお、設備の設置及び防火安全対策に関しては、あらかじめ所轄消防署と協議し、その指示にしたがうものとする。

- 建物及び設備等の整備にあたっては、事業の継続性(利用者への援助の継続性)が十分確保されるものでなければならず、特に、賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、土地・建物ともに長期間(原則として15年以上)にわたり賃借できるものでなければならない。

(国基準等では要件を定めていないが、適正かつ安定した運営を図る観点からは、指定時において、建物・設備等を長期間継続して使用できることを要件とする必要があると認められるため。)

- 3階以上の建築物である場合にあつては、1～3階までに設置するよう配慮すること。また、地階に居室を設けてはならない。

(国基準等に特に規定はないが、従来の施設整備国庫補助基準(平成16年度限りで廃止)に、「高層建築物中に(認知症高齢者グループホームを)設置する場合は、できる限り低層階に設置すること。」と規定されていることや、特別養護老人ホーム等については、地階に居室設置が認められていないことなどから、「安全性」並びに「良好な居室環境」などの確保のために必要であると認められるため。)

- 居室には、収納設備を設けること。なお、居室面積は内法で算定し、1あたりの面積は収納設備を除いて7.43㎡以上とすること。

(国基準等では、「一の居室の床面積は、7.43㎡以上としなければならない。」「収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。」と規定していることから、これについては、居室内に物入れなどの収納設備を設けたうえで、かつ、有効7.43㎡(4畳半)以上の居住スペースを確保することで、日常生活の快適性を確保する必要があるため。)

- 協力医療機関を定めることに関しては、地域における医療との連携を図ることが重要である趣旨からも、地域の医師会などの医療関係団体と協議すること。

- 事業者は、神戸市内において、1年以上にわたり継続して、福祉・保健・医療の事業を行っていること、または、兵庫県内において、指定を受けて3年以上にわたり継続して、認知症対応型共同生活介護事業を行っていること。

また、既指定事業所において事業者が交替し新規に指定申請が行われる場合、後継事業者等は、下記の全てに該当する法人であること。

- (1) 指定申請書類の受付日において、直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと

- (2) 指定申請書類の受付日において、過去 5 年の間に役員の中に破産手続き開始決定を受け、または禁固以上の刑に処されたものがないこと
- (3) 指定申請書類の受付日において、会社更生法または民事再生法等による手続きをしている法人でないこと
- (4) 指定申請書類の受付日において、過去 5 年の間に、神戸市内外を問わず介護保険施設等(※)の整備について法令等の違反がないこと、介護保健施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、または法人の運営において重大な法令等の違反がないこと

※介護保険施設等；

介護付有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護型ケアハウス、小規模多機能型居宅介護拠点

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び代表者がその構成員でないことまたはそれらの利益となる活動を行う者でないこと

事業を譲り渡す事業者及び後継事業者等は以下の事項に留意すること。

- (6) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること
- (7) 後継事業者の選定にあたっては、利用者の意向を尊重し、確実かつ円滑に介護サービスが提供され続けることができる事業者を優先すること
- (8) 早期に行政、関係機関等と相談、協議を行うなど、速やかな事業者の変更が行えるように配慮すること

ただし、既指定事業所において事業者が交替し、新規に指定申請が行われる場合において、利用者保護の観点等から真にやむを得ないと認められる場合に限り、例外的に本規定を適用しない場合がある。

なお、例外的に本規定を適用しない場合においても、本規定のうち適合していない項目については速やかな解消に努めること。速やかな是正措置が講じられない場合は、指定を認めないことがありうることに留意すること。

#### 4. 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホームについては、神戸市有料老人ホーム設置指導要綱及び神戸市有料老人ホーム設置指導指針の規定によるものとする。

#### 5. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 原則として、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設でなければならない。(みなし指定を受けたもの及び特別養護老人ホームの改修等によって指定地域密着型介護老人福祉施設の基準に該当するものを除く。)

(国基準等では、「ユニット型でなければならない」とは規定しておらず、整備にあたっての通知等では、「ユニット型を基本としつつ、地域の事情も考慮して整備する」とされているが、入所者の居住環境向上の観点からは、特別の事情のあるものを除き、原則として、個室・ユニット型とすることが望ましいと考えられるため。)

- 用地を賃借して実施する場合は、概ね50年にわたり定期借地権を設定できるものでなければならない。

(国基準等では要件を定めていないが、別に国が定めている減価償却資産の耐用年数について、構造により38年～50年とされていることから、適性かつ安定した運営を図るため、指定時において、整備用地を長期間継続して使用できることを要件とする必要があると認められるため。)

- 建物を賃借して実施する場合は、20年以上にわたり賃借できるものでなければならない。

(国基準等では要件を定めておらず、別に国が定めている居住費の算定において使用する減価償却期間は20年であること、神戸市有料老人ホーム設置運営指導指針においても、借家により有料老人ホーム事業を行う場合の建物所有者との契約期間は20年以上としていることなどをふまえ、適正かつ安定した運営を図るために、指定時において、建物・設備等を長期間継続して使用できることを要件とする必要があると認められるた

- 3階以上の建築物である場合にあっては、1～3階までに設置するよう配慮すること。

- スプリンクラーその他の自動消火設備を設置するものとする。なお、設備の設置及び防火安全対策に関しては、あらかじめ所轄消防署と協議し、その指示にしたがうものとする。

## 6. 複合型サービス

- 複合型サービス事業について、これを構成するサービスに地域密着型サービスがある場合、その地域密着型サービスは本指針の定める要件を満たさなければならない。